

大学と附属学校との望ましい在り方の検討 —奈良教育大学附属小学校で起こった事案を例に—

鎌倉 博 KAMAKURA Hiroshi

1. 奈良教育大学附属小学校で起こった事案

(1) 奈良教育大学附属小学校

奈良教育大学附属小学校（以下同校、同附属小学校と略す）は、1889年に開校した奈良県尋常師範学校附属小学校（男子部）が発祥となる。その後、1902年には奈良県師範学校女子部附属小学校も開校され、1950年には男子部と女子部が合併し、その翌年に「奈良学芸大学附属小学校」と改称した。さらに2004年に奈良教育大学が国立大学法人化したことに伴い、現在の名称となった¹⁾。

同校は2024年秋に第50回目となる教育研究会を実施している。同校ではそのねらいを「子どもたちが社会の創り手となれるように質の高い教科教育、民主主義の普遍の原則、そして社会を変革させていく道筋を追求し」「包摂的かつ公正な質の高い教育」とは」を問うとともに、そのような教育を実現し得る「学校そのものの在り方についても研究を積み重ね」るとしていた²⁾。同校の教員は、日常的にも外部の教育研究会に参加して学ぶとともに、教育研究会や所属する教育研究団体で実践報告等をして検討を重ね、授業及び学級・学校づくりの質の向上を目指している。

その成果は、『みんなのねがいをつくる学校』（2021年クリエイツかもがわ 以下書籍①）『ネットニュースだけではわからない 子どもを主人公にした奈良教育大学附属小学校の豊かな教育』（2024年喜楽社 以下書籍②）などにまとめられ、出版もされている。

書籍①②から見てくる同校の授業活動は、教科書を参考にしながらも、児童の認識・分り方・発達過程を踏まえて教育計画を練り上げ工夫することを大事にしてきていたと言える。そのために、必要に応じて独自の教材・教具を開発・用意し、体験を重視するなどして、「他者」（教材、クラス児童や体験者等、対象化した自分自身など）にしっかり向き合わせようとしていたことが分かる。また、そこでの気づきをクラス児童の中で活発に対話させることで、「分かっているつもり」を問い直そうとしていた。ゆえに、表面的ではない深い学びを形成しようとしていることが分かる³⁾。

また、書籍①からは、現代社会の中で揺れる心情をクラスで語れたり、児童主体で学校行事をつくったりするなど、多様な児童の思いや願いが日常的に語り合えることを重視し

てきていることが分かる。そのことで一人の願いが「みんなのねがい」として学級・学校で大事にされて、主体性や自治の力の形成にも繋がっていることが読み取れる⁴⁾。

同校は1965年から入試方法を完全抽選制に変えた⁵⁾。そのため、学習に困難を抱えている児童も入学できる。そこで、それらの児童が安心して学び、学校生活を楽しめるような通級指導教室（「19 クラス」と呼んでいる）を2005年に設置している。そうして、その児童の実態やニーズに見合った支援教育を行っている⁶⁾。

書籍②の解説を執筆している川地亜弥子は、同校の果たしてきている大きな役割を「教育の公共性」「共同」「しなやかな実践」を問い続けてきたこと、「みんなで、みんなの学校をつくる」「みんなの社会をつくる」「そのための教育とはどのようなものかを考える、確かな足場を提供してくれている」ことにあると解説している。

- 1) 奈良教育大学附属小学校のホームページ（以下HP）の「沿革」「附小の教育・研究」
- 2) 同上「教育研究会」（紹介した内容は2025年度当初まで掲載されていたが、6月22日現在削除されている）
- 3) 書籍①第2章、及び書籍②「奈良教育大学附属小学校の教育」「奈良教育大学附属小学校の体験学習」
- 4) 書籍①第1章及び第3章
- 5) 書籍②p.11
- 6) 書籍①第4章

(2) 同校で起こった事案

2024年1月17日、宮下俊也奈良教育大学長（以下大学長）は、同附属小学校において教育課程及び学校運営上に「不適切」があったとしてホームページ（以下HP）上で公表する⁷⁾とともに、謝罪会見を行った。本件は、一部のマスメディアによりセンセーショナルな見出しで、全国向けに報道された⁸⁾。

- 7) 奈良教育大学HP「奈良教育大学附属小学校の教育課程に関する不適切事案のお詫び及び報告書について」
- 8) 産経新聞及びフジテレビは「「国歌」指導せず、道徳は全校集会で代替 国立奈良教育大付属小、法令違反教育常態化」等を奈良教育大学がHPで公表する前日の2024年1月16日に、NHKと関西テレビは公表同日、朝日新聞は翌日に不適切事案として報道した。

同校では、それまでにも大学長からの指摘を受けて、教育課程及び学校運営等に関する是正を進めていた⁹⁾。しかし大学長は3月1日、大学HPに「奈良教育大学附属小学校教員の人事交流について」を掲載し、出向を含む「人事交流」を実施することを公表した¹⁰⁾。

その結果、4名のベテラン教員が出向を命じられた¹¹⁾。

- 9) 大学長が2023年9月26日に「奈良教育大学附属小学校における業務改善について」を通知したことを受けて、同附属小学校では「不十分」とされた項目の補講を行ったり、教育課程や評定等を改める努力をしたりしていた。その結果を2024年1月9日、大学長が文部科学省に「奈良教育大学附属小学校における教育課程の実施等の事案に係る報告書」として提出している。(以上は「奈良教育大学附属小を守る会ブログ」(以下守る会ブログ)で公表されている内部文書で確認した。)
- 10) 2024年1月19日、大学長はすでに「奈良教育大学附属学校における教員人事交流による出向等に関する方針」を同附属小学校に通知し、「人事交流による在籍出向等(原則3年以内)を進めていく」と示していた。そして、同年2月7日には同校に対しておよその内示が行われ、2月29日には保護者宛に「人事交流について」と題する文書も配信されていた。以上は「守る会ブログ」情報による。
- 11) 3人は奈良県の公立小学校、1人は奈良女子大学附属小学校へ異動となった。

こうした大学長の一連の措置について、同附属小学校内からも、また様々な教育研究者、教育研究団体、教育関係学会、教職員組合、市民団体等々からも批判の声が上がった¹²⁾。

- 12) 2024年2月6日「奈良教育大学附属小応援ブログ」(現在は「守る会ブログ」)が開設されて、附属小学校内部の様々な情報が発信されるようになった。それを見た教育研究者らが抗議の声を同ブログに続々と投稿した。2月27日には、同校の保護者有志が緊急署名を呼び掛けて、抗議の意思を示す2257筆を大学長に提出した。また、3月1日には「奈良教育大学附属小を守る会」が結成され、同校退職教員や卒業生、保護者、各種団体や個人らが続々加わっている。その後、様々な民間教育研究団体、教育関係学会、教職員組合、市民団体等が抗議の声明を発表し、朝日新聞奈良版は3月12日に「奈良教大付小の出向人事に疑問の声 同大卒業生や全国の教育研究者ら」を掲載した。以上は「守る会ブログ」情報による。

出向等を命じられた教員は同年4月1日、新たな任地に赴いた。しかし、出向命令等を不服とする思いを持ち続けていたことから、公立小学校に出向を命じられていた3名の教員が6月12日、大学長等を相手に奈良地方裁判所に提訴した。本論文執筆時においても係争中である。

大学長は、お詫び会見を実施する前に、文部科学省に対して一連の事態を「奈良教育大学附属小学校における教育課程の実施等の事案に係る報告書」として提出していた。そこでは、(3)に示す「不適切」と、(4)に示す「健全化」のための措置を明記した。文部科学省からはその進捗状況の報告が求められた。そのため大学は、3ヶ月ごとの進捗状況を

文部科学省に報告するとともに、同文書を大学及び同附属小学校HPで公開していた¹³⁾。

また大学長は、出向を命じた教員らの様子を視察したり面談したりする機会を設けてきた。そうして、出向させた4名のうち3名については健康に配慮する必要を感じ取って、本年4月1日からは同附属小学校への復職を認めた。しかし、一連の人事方針等を撤回する意思は示してはいない¹⁴⁾。

さらに大学長は、本年4月20日が、改めて同附属小学校長・中学校長・認定こども園長に対して「教育課程の適切な実施について（依頼）」を通知した。

13) 大学長は2024年4月30日に「奈良教育大学附属小学校における教育課程等の実施等の事案に係る対応状況（令和6年1月～3月分）について」を大学HPにプレスリリースした。

以後、執筆時現在までに、同年7月31日に「同（令和6年4月～6月分）について」、2025年1月31日に「同（令和6年10月～12月分）について」、同年4月30日に「同（令和7年1月～3月分）について」を相次いでプレスリリースしていた。

14) 以上は「守る会ブログ」情報参照

(3) 「不適切」とされた事柄

では、大学長は同附属小学校における何を「不適切」としたのであろうか。大学長が2024年1月17日に大学HPで公開した「奈良教育大学附属小学校における教育課程の実施等の事案に係る報告書」（以下「報告書」）で挙げてみる。

1点目には、学習指導要領の内容を反映した授業が行われていない事例が見られたことを挙げていた。例示すると、1つ目には3年生以降で行うものとされていた毛筆指導が行われていなかった事案、2つ目には理科の題材で指導年次違いがあった事案、3つ目には特別の教科道徳で扱うべき時間数が不足していた事案、4つ目に教科書に示されている体育の指導内容に不足があった事案、などが挙げられている。

2点目には、教科書に代わる教材として附属小独自の学習プリントを用いるなどして「教科書の使用が不十分」、中には「全く使用されていない」科目もあった事例が見られたことが挙げられている。

3点目には、図画工作で各題材での観点別評価が行われていなかった例が挙げられている。

4点目には、同校における学校マネジメントが適切に行われていたとは言えない事例が見られたことが挙げられている。具体的には、1つ目にこれまで大学教員が校長を兼務していた体制だったため「副校長が中心になって学校を運営するという意思決定に関する慣行が継続され」、「校内の企画会や職員会議において、事実上、校長の権限が制約するように機能する場合が生じていた」こと、2つ目に「主任制度」が組織化されていなかったこと、3つ目に学長のガバナンスが附属小学校では機能できていなかったことなどが挙げら

れている。

(4) 「健全化」のための措置

以上の問題点を指摘した上で、「報告書」では以下の「健全化」の措置をとると表明した。

1つ目には、教育課程においてこれまで十分に指導できていなかった事項を卒業生も含めて補習する等の「回復措置」をとること、教科書を主たる教材として使用することとともに、観点別評価に基づく評定を徹底すること、学習指導要領に則った年間指導計画の作成を行うことにするとした。

2つ目には、副校長を廃止して教頭を置くこととし校長を中心とした組織化を図ること、企画部会を設ける場合には校長の指名で行うこと、奈良県教育委員会や機構内附属学校間における人事交流を実施すること、保護者・地域住民・教育委員会関係者等の参画を得ての学校運営評議会を設置することとした。

3つ目には、新たに「副学長（附属学校・渉外担当）」を置き附属学校の監督・指導できる体制をつくること、大学教員による「教育課程WG」を設置し適切な点検・指導が行える体制をつくること、機構における共同体制や奈良県及び奈良市教育委員会との連携を強めることとした。

「報告書」は公表前の1月9日に策定され、同日文部科学省に報告された。これを受けて翌1月10日、文部科学省は「奈良教育大学附属小学校における教育課程の実施等の事案について」を同大学に発出した。そこでは「報告書の「5. (2) 今後の健全化に向けた取組」に掲げられた以下の事項の取組を徹底するとともに、対応状況について令和6年4月を目途に文部科学省へ報告へのお願いをします」とされた。こうして「不適切」とされて事項に関して、徹底した「健全化」が同附属小学校に求められた。

(5) 本件が与えた社会的影響

戦後教育においても、文部科学省等からの強い働きかけで学校教育に助言・指導されることがあった。教育課程に焦点化してその例を見れば、1つ目には「伝習館高校事件」と称されている事案がある。県立高校の社会科教諭3人が、教科書を使用せず、学習指導要領の内容から大きく逸脱するものとして、処分相当と裁判所が判断した事案である。2つ目には「世界史等未履修問題」と称されている事案である。進学実績を向上させることを重視しようとしていた少くない高校で、必修科目である世界史等が未履修であったことなどが発覚し、文部科学省からは是正が求められた。以上のような事案は即座に大きな教育問題としてマスコミ等が取り上げる。すると、世論は学習指導要領からの逸脱は許さない風潮になっていく。

では、今回の事案ではどのような社会的影響があったのかを見てみる。1つ目には、「不

適切」とされた同附属小学校に批判が浴びせられたことが挙げられる。ある保護者は、その後の様子として「わが子は制服のまま出掛けのを嫌がったり、ヤフコメ（筆者注：yahoo ニュースのことと思われる）を読んで傷つく子もいました。バス通学の子どもに嫌なことを言われなにか心配で、しばらく一緒に登校する保護者もいました。」と証言している¹⁵⁾。同附属小学校は「みんなのねがいでつくる」ことを学校の特色としてこれまでは打ち出し、その魅力が支持されて多くの在校生を獲得し、卒業生を世に送り出してきた。しかし、その特色と誇りが失われるどころか、在学児童が身の危険を感じる事態にまでなったのである。

15) 教育科学研究会『教育』2025年5月号「座談会 奈良教育大付属小の教育的価値」

2つ目には、本事案が公表された同日、文部科学省は全国の附属学校を置く国立大学法人学長宛に「国立大学附属学校における適切な教育課程の編成・実施等について」を通知した。同通知では、「同様の不適切な事案がないように徹底すべく」「確認・点検」を実施し、「不適切な事案が発生していることが明らかになった場合は、速やかに是正」し、文部科学省まで報告するように指示している。少なくとも国立大学の附属学校は、行政指導が強まったと感じて、学習指導要領に基づく教育及び教科書使用の徹底、附属学校への管理運営におけるガバナンスの一層の強化を図ったことが推測される。

3つ目には、一方で学習指導要領には「各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする」¹⁶⁾と明記されているものの、強い行政指導はそれを許さないかのような認識を学校内外に与えてしまった。実際、同附属小学校で起こった事案以降の本年4月18日、信州大学は「教育学部附属松本小学校の一部のクラスで学年の学習に必要な授業時間が確保されていなかった教科があったことが判明」したことをHPに掲載し、同月24日に記者会見を行った。その報道によれば、総合的な学習の時間が多いという指摘が関係者からあり調べたところ、国語や算数など7教科で国の定めより最大で264時間分、授業時間数が不足していることが分かったとしている¹⁷⁾。

16) 総則第5の1ア

17) 共同通信社、朝日新聞、読売新聞等の報道で確認できる

(6) 本件に至る経過

本件事案をいかにとらえるかは、一連の経過の分析を踏まえて行うべきである。

1つ目に、同校がこれまでどのような学校であったのかを見る必要がある。この件に関しては(1)で示した通りである。

2つ目に、教育系大学附属学校を巡る文部行政の動向を見る必要がある。この件に関し

ては次章で取り上げる。

3つ目に、教育系大学附属学校を巡る文部行政の動向を踏まえて、奈良県教育委員会（以下県教育委員会）と大学長らが継続的に協議を行っていたと思われる働きかけを見る必要がある。この件に関してのみここで触れる。第1に、同附属小学校は奈良県内在学・在住の教員志望学生を教育実習生として受け入れていた。第2に、それまで同大学教育学部教員が兼務で校長に就いていた。そのためにその校長を補佐する役割として副校長を置いていた。しかし2023年度からは、大学長との合意により県教育委員会から校長を派遣することにした。その初年度を同県下市町教育長であった小谷隆男氏が務めた。小谷氏は吉田県教育長に実状を度々伝えていたようである。同年5月26日に外部から同附属小学校に問題ありの通報があったと、県教育委員会から大学長に連絡が入ったとされている¹⁸⁾。県教育長は附属小学校に対して、同5月30日「教育実習の在り方及び人事交流について」及び「予備調査の実施について」（同6月7日にも同名で別途通知）を同附属小学校に通知した¹⁹⁾。しかし、県教育委員会は国立大学附属学校の管轄下ではないことから、同附属小学校内からの抗議を受けた。よって、「予備調査」に関しては撤回し、以後は大学機構及び文部科学省の動向を見守っていたようである。しかしながら、2024年1月9日に文部科学省に提出した「報告書」に、「健全化に向けた取組」の「学外との連携」として「奈良県教育委員会や奈良市教育委員会との連携を深め」ることを挙げていた他、実際に同年3月12日に「国立大学法人奈良国立大学機構奈良教育大学と奈良県教育委員会との教職員の相互の人事交流に関する覚書」が締結されていた²⁰⁾。このようなことから、少なくとも2023年度以降も同大学と県教育委員会は緊密に連携を深めていたことが推察される。

18) 「奈良教育大学附属小学校における教育課程の実施等の事案に係る報告書」の「1. 経緯」

19) 2024年5月30日県教育長「奈良教育大学附属小学校における予備調査の実施について」では、予備調査の内容として「道徳科の年間指導計画」「学習指導要領の適正な実施」、6月7日の同名通知では教科書の使用状況を調査するとしていた。資料は「守る会ブログ」から入手した。

20) 資料は「守る会ブログ」から入手した。

2. 大学と附属学校との望ましいあり方の考察

(1) 本件に関わる批判的教育研究

同附属小学校で起こった事案が公表されて以来、様々な教育研究者、教育研究団体や学会、教職員組合、市民団体等が本件を批判する主張や論文を発表している。次にその主だった主張を挙げてみる。

第1は、大学長が同校の教育課程を「不適切」とした内容で文部科学省への「報告書」

をまとめ上げさせたことに対して批判する主張である。中嶋は同大学が「学校管理権を濫用して、附小の教育課程・学校運営に介入した」こと、同じく「学習指導要領を過度に硬直的に解釈し、附小の教育実践上の創意工夫を理解しようとしなかった」ことを特に批判している²¹⁾。

21) 中嶋哲彦「奈良教育大学附属小の教育的価値」『教育』第952号(2025年旬報社)

第2は、大学長が同校の教育課程を「不適切」と公表するまでの調査・報告過程を問題視し批判する主張である。本田によれば、調査委員会からは2023年9月6日に「調査結果(中間報告)」、2024年1月14日には「調査結果(最終報告)」が提出された。ところが「中間報告」では問題なしとされていた事柄が「最終報告」では問題ありに変更されたり、その「最終報告」にはなかった事柄が同月19日に文部科学省へ届けた「報告書」には書かれていたりするなど、文部科学省に付度する大学長等の強い意向が報告内容の変更に大きく働いたものとして批判している²²⁾。

22) 本田伊克「みんなのねがいで作る教育課程～奈良教育大学附属小学校問題を焦点に～」
2025年3月7日教育経営懇談会にての提案レジュメ

第3は、学校教育における創意工夫を尊重すべきとの立場から、同附属小学校のこれまでの教育実践に対して信頼や期待を込めて入学させてきた保護者、及び実際に通学してその良さを感じ取っていた児童らの意向を全く考慮することなく行われた措置に対して批判する主張である。日本民間教育研究団体連絡会世話人会は、「子どもたちを主人公にした教育に取り組み、先進的な働きをしてきています」と、同附属小学校の果たしてきている役割を論じた上で、「子どもたちが安心して学校で学ぶことのできる権利を侵害する」「子どもたちの声を聴くべき」として批判している²³⁾。

23) 日本民間教育研究団体連絡会世話人会「奈良教育大学附属小学校問題に関する声明」(2024年3月19日)

第4は、過去の判例から改めて学習指導要領には「法的拘束性」はないものとして、今回の事案を批判する主張である。成嶋は、戦後学習指導要領は「試案」として作成されていたが、1958年の学校教育法施行規則の改定で学習指導要領が「国家基準」とされる法規説が確立されてしまい、2006年に教育基本法の改定でされ一層強化される動きの中で、「法がどこまで教育を規律できるのか」を原理論と実態論から今回の事案を批判している²⁴⁾。また、研究者有志17人は「学習指導要領は、細部にわたって教育課程や教育実践を規定す

るものではなく、大綱的基準です。」「教育課程の編成を行う主体は学校です。」として批判している²⁵⁾。

24) 成嶋隆「奈良教育大学付属小事件と学習指導要領」にいがた県民教育研究所『にいがたの教育情報』第140号(2024年)

25) 教育課程の創造的実践を通じたゆたかな教育の実現をめざす教育研究者有志「教育課程の創造的な実践を通じた豊かな教育の実現を求めます(緊急声明)」(2024年3月4日)

第5は、労働者としての教員の意向を無視して出向させたことを批判する主張である。折出は、労働契約法第14条にある「使用者が労働者に対して出向を命ずることが出来る場合」は、「必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を乱用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする」と書かれていることから、本人の同意なしの「出向」は明らかな違法であると批判している²⁶⁾。

26) 折出健二「構造的な統制が生む教育の危機—奈良教育大附小の問題の根底にあること」『国語の授業』288号(2024年子どもの未来社)

第6は、大学長が「不適切」と報告せざるを得ないような文部科学省の助言・指導を問題にする批判である。光本は「事件の背景」として、「附属学校に組織運営に対する政府の介入、ならびにそれに左右されてしまう国立大学法人の脆弱なガバナンスの問題」を特に指摘している²⁷⁾。

27) 光本滋「奈良教育大学附属小事件に表れた国立大学のガバナンス問題」『教育』第952号(2025年旬報社)

以上のことから、同附属小学校で起こった事案では、改めて教育課程の編成権が問われるとともに、附属学校に対する大学の関わり方が、大きく問われていると言える。そこで、以下は特に後者に絞って、筆者の考察を展開していく。

(2) 筆者が在職した附属学校・園

筆者は、公立小学校教諭を10年経たところで、学校法人和光学園和光小学校教諭に転職し、23年勤務のうち1期3年間、校長兼幼稚園長(校園長)を務めた。また、現在の名古屋芸術大学においても1期4年間、大学教員と兼務で附属クリエ幼稚園長に就いた。ともに私立学校・園であることを確認した上で、同一グループ内の大学と学校・園との関係を振り返ってみる。

まずは学校法人和光学園の事例で見る。和光学園には、和光大学、和光高等学校、和光中学校、和光小学校、和光鶴川小学校、和光幼稚園、和光鶴川幼稚園がある。大学とそれぞれの学校・園は対等平等に存立している。そのため「附属」の名称もない上に、大学との関係において上下の関係を感じることは全くなかった。大学と高校以下学校・園は互いの研究活動等で必要とする際に協力し合っていた。例えば、一方で高校以下学校・園の取り組みに関心をもつ和光大学の教員が、学生を引率して授業・保育参観したり、宿泊を伴う等の学校・園行事に同行したりしていた。また、和光大学生が望めば快く教育実習生としても受け入れていた。他方で高校以下学校・園は、それら学校・園の教育活動に理解のある和光大学の教員を公開研究会の研究協力者として招いたり、宿泊行事等の補助スタッフとしての学生支援を和光大学に要請したりしていた。和光学園は、元々1933年に開校した和光小学校を母体とし、戦後に復興して幼稚園、中学及び高等学校が設立された後に、和光大学が設立されている。

次に、名古屋芸術大学と附属クリエ幼稚園の事例を紹介する。歴史をたどってみると、1952年に子どもたちにとって理想の場所を作りたいという初代理事長の水野鈺子氏の願いの下、滝子幼児園（のちに「滝子幼稚園」と改称）が開設された。水野はその後、秀でた幼稚園教諭を輩出しようと、1957年に名古屋自由学院幼稚園教員養成所（後の「名古屋保育専門学校」）、1963年には名古屋自由学院短期大学を開設した。そうしてさらに1970年に芸術系総合大学としての名古屋芸術大学も開設し、短期大学は4年制学部人間発達学部（現教育学部）に編入された。附属クリエ幼稚園は、1968年に名古屋芸術大学附属第二幼稚園として開設され、移転した後の2001年に現在の「附属クリエ幼稚園」に名称変更した²⁸⁾。なお、クリエ幼稚園の特色ある園舎は芸術学部教員と学生によるデザインであると聞いている。

28) 学校法人名古屋自由学院「創立五十周年記念史」参照

筆者が園長を務めたクリエ幼稚園には「名古屋芸術大学附属」の名称が冠している。しかし、学校法人名古屋自由学院として経営の面に関する助言や指導はあったものの、保育活動において大学や法人から助言・指導されたことはなかった。あるとすれば、保育士養成も行っていた人間発達学部の教員が、自身の実験的保育の具体化を直接園に求めることが過去にはあったようである。しかし、一方でそれが園の取り組みを圧迫していることが分かったことから、筆者が園長に就いてからは園に相談し了解を前提にするというルールを学部内に理解してもらうようにした。他方で筆者は、名古屋芸術大学の充実とクリエ幼稚園の充実の往還関係を重視し、学生時代に保育経験を積みたいと願う人間発達学部生の自主保育ボランティアや、大学での学びの成果による学部生達の演奏活動やパネルシアター等の発表活動を受け入れるようにしてきた。また、芸術学部教員が大学に園児を招待し

てくれて、芸術大学ならではの工房で絵画・造形体験の機会を設け、その作品を「幼児のゲイジツ展」を開催して絵画・造形を通しての幼児理解を広げたり、芸術学部生が園内でミュージカルや演奏活動をしたり、幼児向け絵本・遊び道具等の提供をしたりしている。すなわち、幼児に関わり学生が育つ、学生達のもつ素晴らしい力で幼児が育つような大学と幼稚園のあり方を築こうとし、今尚継承されている。

筆者が経験した2つの学校・園は、「附属」という概念がないか、「附属」という名称があっても互いを尊重しその関わり合いの中で互いが充実していく関係にあった。

(3) 教育系国立大学と附属学校

一方で、教育系国立大学は、国の文教政策の影響を受けて、附属学校を助言・指導の対象としていくことを強めた。

2000年8月、文部科学省は「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」（以下在り方懇）を設置した。同懇談会は、翌年11月に18回の論議を経て「今後の国立の教員養成系大学学部の在り方について（報告）」をまとめた。そこでは、教員就職率の低下が深刻化する中で、教員養成系大学学部の在り方を問うていた。そうして直面する課題の1つとして「附属学校と大学・学部の連携」の問題も挙げていた。具体的には、附属学校と大学・学部との関係が希薄な事例が見られること、「大学・学部の教員と附属学校の教員の共同研究にとどまっており、附属学校の児童、生徒、園児が大学・学部の教育の研究に協力する形で十分活用されているとは言えない」ことを問題にしていた²⁹⁾。そうしてさらに、「Ⅳ. 附属学校の在り方」として「附属学校は大学・学部附属するもの」と規定し、大学・学部における教育に関する研究に附属学校が協力するよう、非教員養成系大学・学部の附属学校にまで踏み込んで求めていた。この時点ですでに、附属学校を大学・学部の研究活動下に置く発想を明確にしていた。

29) 「今後の国立の教員養成系大学学部の在り方について（報告）」の「2. 直面する課題」(5) 参照

白井は、早々に在り方懇の報告を受けて、福島大学の教員養成学部再編について論考した。白井は、福島大学内で元々抱えていたとされる課題に直面していた中で本報告に接したことを受けて、本報告の視点での大学再編を論考したと言える。そのため、附属学校との関係においても本報告における指摘を「いずれも重要な点を衝いている」とし、「まさに教員養成学部及び教育・発達系の専門学部において附属学校は必要不可欠な機関である、という点も正しくとらえる必要がある。」とまで書いている³⁰⁾。

30) 白井嘉一「福島大学改革と「教員養成学部」の再編」福島大学『教育学研究』第69巻(2002

年) p.90

阿部もまた在り方懇報告を受けて、人口に比して東京学芸大学と大阪教育大学と同じ11の附属学校をもつ北海道教育大学における附属学校との関係を分析している。阿部は、日本における附属学校がとりわけ模範的教育研究と教育実習で果たしてきた役割、一部にエリート養成校化したことで受けた社会的批判、及び附属学校の模範的教育研究が学習指導要領に沿った研究にならざるを得なかった背景などに触れながら、北海道教育大学の場合、附属学校の果たしている教育研究成果を大学が評価できていないことや、附属学校の試みを大学が受け止めるシステムの欠如等を問題にしている。また、各地で起こっている例として、大学が附属学校に研究指定校や研究開発校になるよう要請していることを、「大学が活用できるはずの附属教育研究機関に対する指導権を、主幹者である大学自ら積極的に放棄」しているとして批判している³¹⁾。

31) 阿部二郎ほか「北海道教育大学における附属学校の存在意義(1)」北海道教育大学紀要(教育科学編)第55巻第1号(2004年)

臼井も阿部も当時学長の立場にはないにも関わらず、在り方懇の指摘に影響を受けている。いかに在り方懇の指摘が影響を与えたかが垣間見える。

こうした中で、文部科学省の委嘱により組織された、国立大学附属学校の新たな活用方策等に関する検討のための有識者会議は2009年に「国立大学附属学校の新たな活用方策等について」を(ここには柳澤保徳奈良教育大学長も参加していた)、同じく2016年国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議は報告書「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」をまとめた。そうして両報告書ともに、附属学校の在り方を取り上げていた。

前者では、まず附属学校が「学級編制及び教職員定数の標準に沿った教職員規模を維持する必要性から、結果として附属学校の人件費が附属学校を持つ大学・学部の運営費の相当部分を占め、財政的に当該大学・学部の運営の大きな負担となっている」ことを問題にしている。また、附属学校の役割として、「大学・学部の人的資源を活用して」の先導的・実験的役割を発揮し、「国の教育政策の推進に寄与」することに方向づけた。そうして、「大学・学部の教育に関する研究に附属学校が組織的に協力する取組を進める」こと、「大学・学部の教学側の長(学長、副学長、学部長等)、附属学校の校長、副校長などからなる附属学校運営会議(仮称)を設置する」こと、「地域に開かれた運営体制」として「公立学校との人事交流に関する基本方針の策定」を行うこと、「文部科学省等との連携」を推進すること等が盛り込まれていた。

後者ではさらに、「大学に各附属学校を評価するための評価委員会を設置する」こと、

「大学教員である校長が常勤として責任体制を強化すること、あるいは、公立学校出身教員を常勤の校長として登用するとともに大学に附属学校を統括する組織を置く」こと、「学校運営に保護者や地域住民、あるいは教育委員会関係者等の参画を得る仕組みの導入を検討する」こと、「附属学校の研究成果が教育委員会や公立学校等においてどの程度活用されているかを把握する」こと、さらに重大なのは「大学や附属学校の組織・体制について、平成33年度末までに一定の結論をまとめるためには、他大学との相談・調整や設置認可の手続きその他に時間を要することを十分考慮に入れ、各大学は早急に検討に着手する必要がある。」と推進を促していることである。平成33年とは2021年のことである。

国立大学は2003年に独立法人化されることになった。そこでは、第三十条として「文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。」とした。

2023年に公表されている各大学の第4期中期計画の中に、先の北海道教育大学は「附属学校における幼小中一貫カリキュラム、ICT活用教育、地域探究カリキュラム等の新しい学校教育課程モデルを開発するとともに、義務教育学校のカリキュラム等に係る先導的な教育プログラムを開発し、その成果を地域の公立学校に展開する。」³²⁾、大阪教育大学は「附属学校園は、大学が推進する組織研究等の実践・実証や、教育委員会との連携の成果を基に、地域の教育モデル等を提供する役割を果たす。」³³⁾、鳴門教育大学では「本学と附属学校園が、教育委員会・地域防災関係機関等と連携し、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育（Inclusive）、フェーズフリーの防災意識や主権者意識を育むシティズンシップ教育（Citizenship）を有機的に関連させた先導的STEAM教育として「STEAMIC教育」（STEAMIC：STEAM for Inclusive andCitizenship）モデルを構築し、実践プログラムを開発して、広くその成果を発信する。」³⁴⁾、福岡教育大学では「『令和の日本型学校教育』の実現に資する教育実践研究を積み重ねることにより、地域の先導的な教育モデルを開発し展開するために、大学と附属学校園とが一体となった研究体制を整備するとともに、附属学校園が地域の教師ネットワークの中核としての役割を果たす。」³⁵⁾として、各大学の研究に附属学校が協力する体制の強化を打ち出している。

32) 国立大学法人北海道教育大学 第4期中期目標（原案）・中期計画（案）p.8【8-1】

33) 国立大学法人大阪教育大学 第4期中期目標（原案）・中期計画（案）p.9【9-2】

34) 国立大学法人鳴門教育大学 第4期中期目標（原案）・中期計画（案）p.5【I-4-⑨-（1）】

35) 国立大学法人福岡教育大学 第4期中期目標（原案）・中期計画（案）p.6【No.10】

また、上越教育大学では「大学と附属学校及び附属学校相互の連携をより強化する観点から、附属学校を統括する組織の在り方について検討を行い、内部統制機能の実質化を図

るなど、附属学校運営に係る機能を強化する。」³⁶⁾として大学のガバナンス強化に附属学校を組み込む、宮城教育大学ではさらに「附属学校が大学の運営方針と国立大学附属学校としてのミッションをより深く理解し実行できる体制とすることを目的として、附属学校の管理体制を改めるとともに、大学と附属学校の教育研究連携の強化を担う委員会、大学・教育委員会等の外部委員を含む委員により附属学校の機能を評価する委員会、国立大学附属学校を取り巻く環境の変化に即応するために継続的に附属学校改革を実行する委員会等を設置する。」³⁷⁾として附属学校改革を大学主導で実行することも明記している。また、大阪教育大学では「附属学校園のガバナンス強化として、将来の管理職を計画的に養成するため、教育委員会との教員の交流人事を見直し、直接採用率を引き上げる。」³⁸⁾として教育委員会との積極的人事交流を打ち出している。

36) 国立大学法人上越教育大学 第4期中期目標（原案）・中期計画（案）p.9【213】

37) 国立大学法人宮城教育大学 第4期中期目標（原案）・中期計画（素案）p.10【19-1】

38) 国立大学法人大阪教育大学 第4期中期目標（原案）・中期計画（案）p.9【9-1】

岡山大学は、2024年11月27日に、「本学では、学長を中心としたガバナンス体制を構築し、大学と一体になった魅力ある附属学校園の運営を推進するため、教育学部附属の4つの学校園を、令和7年4月1日付けで岡山大学附属学校園に改称します。」とプレスリリースした³⁹⁾が、これも上記の動向を意識してのものと推察される。

39) 岡山大学HP参照

教育系国立大学・学部では、2000年に在り方懇で示した方策が、その後の有識者会議の中で具体化されたことに加え、国立大学独立法人化による中期目標の中に書き込むことが義務付けられたことで、国立大学における附属学校の位置と役割の固定化が鮮明になってきたと言える。

(4) 国立大学協会による「国立大学附属学校の在り方・役割」

ところが、先の在り方懇が組織される以前の1997年、国立大学協会教員養成特別委員会が「国立大学附属学校の在り方・役割」という報告書をまとめている。本報告書は、1996・1997年の文部省科学研究費の助成を受けて同委員会の下に置かれた作業部会が、国立大学附属学校当時の261校への質問紙調査、及び附属学校の校長・副校長・教員、さらに教育学部教員への意見調査等に基づいてまとめた。質問紙調査は全校から、教員調査でも87%の回収率であるとされている。本報告書は、当時の文部省の委嘱に基づく調査ではなく、国立大学協会自身の問題意識で行っている点であること、国立大学附属学校の全校調査を

行っていることから、ともすると軽視されがちな附属学校側の声を重視していることを確認しておきたい。

まずはどのような問題意識で本調査を行ったかである。「はじめに」には「教員養成や国立大学教員養成系大学・学部には、新たな変動要因が相次いでいる」として、具体的には「教員養成のカリキュラムの大幅な改革」「教員養成課程の入学定員の削減」を挙げている。こうした中で「今後国立大学附属学校の在り方と役割を巡って、建設的な議論が行われることを期待したい」として実施したことが分かる。

紙面の関係で、その結果の概要を紹介する。

第1に、教育系大学・学部との連携強化を附属学校側も「系統的な人間形成の機関」として「新たな提携を追求する必要がある」としている。しかし、その提携とは「連携協力」としている。そうして、「今日まで蓄積されてきた附属学校における教育研究の成果と教育遺産を継承発展させる」ことが重要であるとしている。

第2に、附属学校の多くは開発研究に意欲的である。ただし、文部省の研究開発の受託では意見が割れている。すなわち「積極的に受け止めたい」という立場と「研究の自由」を求める立場の双方があるという。

第3に、教育委員会との人事交流については、「附属校の伝統が失われる」「公立校との人事交流は附属学校を限りなく公立学校に近似させることになった」として批判的で、校長についても大学・学部との連携・協力において「校長が兼務であるのは、附属学校を存続させる要であり、大学における兼務校長の位置づけは、ますます重要なものとなる」と結論付けている。この見解は現在の文部科学省が打ち出している方向性と真逆の結論である。一方で、適正な人事交流が否定されているわけではない。むしろ教育委員会主導の人事異動を問題にしている、「人事交流の原則を確立」し、「明確なルールを協定しておくことが必要である」としている。

第4に、附属学校教員のイメージする「望ましい附属学校」は、「教育の自由が保障され、先導的実験的教育研究によって、公立の参考になるような成果をあげる学校」「大学との交流が盛んな学校」「子どもの実態に即した教育研究をし、施設が充実し、最新の方法を実践する学校」としている。

最後に、「附属学校の課題」として、教員の待遇改善、教員定数の自由度を大きくする、施設設備及び研究予算の充実等、教育条件整備を挙げているのである。

この結果を見ると、文部科学省が大学改革の視点で附属学校の課題としていることと、附属学校側が大学・学部に求めていることが乖離していると思わざるを得ない。こうなると、附属学校改革を検討する際に、大学改革の視点のみならず、附属学校の大学・学部にも求めていることを把握し、両方を整合させていくための協議により検討していくことが大事であると考ええる。

3. 大学と附属学校・園との望ましい在り方

以上の考察を踏まえると、奈良教育大学附属小学校で起こった事案は、奈良教育大学と奈良教育委員会としての問題があったのみならず、その背景にさらに現代の文部科学省による附属学校に対する政策の影響があったと見るべきであると考ええる。

筆者は、以上の論考を踏まえ、大学改革の視点のみでの附属学校改革ではなく、附属学校の求める大学・学部の在り方との対等平等な協議の中で、大学と附属学校との望ましい在り方を検討していくべきと考ええる。その上で、以上の論考と自らの体験を交えて、以下の私見を述べてまとめとしたい。

1つ目に、大学と附属学校が同一学校法人にある場合、その歴史的経緯を見て尊重していく視点が必要である。和光学園及び名古屋芸術大学の例で見たように、必ずしも大学が設立された後に附属学校ができた法人ばかりではない。高校以下学校・園が設立された後に、同一学校法人内に大学も設置されている。よって、2つの学校法人では、大学と高校以下学校・園において上下の関係は見られない。この2つの学校法人は、互いの良さを尊重して良好な関係を築いている。このように学校法人に上下の関係を求めるような助言・指導はふさわしくないばかりか、新たな混乱を生じさせることになる。

2つ目に、大学と附属学校は、互いの良さを尊重し、互いの良さに影響を受けながら互いを充実させていくことが良好な関係と言える。国立大学協会教員養成特別委員会が1997年に提起した見解はその点で重要である。しかし、その見解を無視したかのように、文部省・文部科学省は2000年に在り方懇が示した見解を後ろ盾に、附属学校を教育系大学・学部の体制下に組み入れるよう主導してきた。奈良教育大学と同附属小学校とは、少なくとも2022年度までは互いに尊重し合う関係にあった。ところが、2023年度には手のひら返ししたかのようにして「ガバナンスの強化」が進められ、大学長が強引に指導力を発揮していく。「ガバナンスの強化」の判断は奈良教育大学機構の判断によるものではあるものの、その背景には文部科学省による指導あるいは政策が影響していた。しかも同附属小学校における事態を受けて即座に「国立大学に附属学校の教育課程の点検」を指示したことで、一層大学・学部と附属学校との上下の関係を明確にしたと言わざるを得ない。その上下の関係の持ち込みが、それまで互いの良さに影響し合っていた奈良教育大学と附属小学校との良好な関係を壊した。

附属学校は、それぞれの学校・園の理念を構築し、その個性を生かして魅力ある教育活動を展開している。そして同一法人内にある大学の力も借りて一層の充実を図ろうとする。しかしその一層の充実、各学校の・園の理念・教育課程の充実のために、各学校・園からの要請を受けて行ってこそ充実につながる。他方大学は、附属学校・園があることで、その理念や教育活動が教職課程の授業や研究活動に反映でき、教職に関わる学生の現場体験の機会を増やすことでの教職課程の充実を図ることになる。しかし、大学教員が求める教育像を附属学校に押し付けることは好ましくはない。大学教員が実験的試みを行いたい場

合には、その趣旨の理解を得られる学校を模索して行うべきである。「すぐ近くにあるから」「同一法人内だから」という理由だけで、大学教員が実験的試みを押し付けることは、附属学校・園の理念や教育活動に支障を来す場合があるからである。

3つ目は、大学と高校以下の学校・園がある学校法人においては、高校以下学校が「附属」の名称を冠することについても再検討する必要があると考える。「附属」の名称は上下関係をイメージしかねないからである。

4つ目は、現に「附属」の名称がある場合には、大学長の助言・指導は附属学校の求める事柄に限定すべきである。まずは各学校・園は、児童生徒の実態、入学・入園を求める保護者の願いや思い、属する教員の日常の教育研究活動の成果、それらを集約すべく各学校・園の協議による合意と理解によって構成されている。それらを大学長が理解することが大前提である。その上で、その各学校・園の理念や教育活動を発展させるべく、求める予算や人事を後押しすることが重要である。しかし、その附属学校の児童生徒の欠員がはなはだしくなった場合、ないしはなりつつある場合は、法人組織全体の利益を考えて改善を求める助言・指導を発揮することは在り得る。すなわち「ガバナンスの強化」を当初からの目的にするのではなく、経営状況を見守ることを優先した上で、必要不可欠な事態が見えてきた場合にそのガバナンスを発揮する。附属学校をもつ大学長の権限と役割は一定制約すべきである。